

2021年1月8日更新

教職員 各位

沖縄女子短期大学
危機管理対策委員長（学長）
平田 美紀

沖縄女子短期大学

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた行動指針について

2021年を迎えました。新型コロナウイルス感染症拡大の勢いは衰えることなく、昨日1都3県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）で緊急事態宣言が発令されました。沖縄県でも感染者数が増加傾向にある中、「沖縄女子短期大学新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた行動指針」の更新を发出いたします。

本学でも、学生並びに教職員の安全と健康を守ることを目的に、感染症拡大防止のために引き続き取り組んで参ります。皆さまのご家族はもちろん高齢や持病をお持ちの方の命を守り、医療・福祉現場を逼迫させないためにも、一人一人が「感染しない・感染させない」の意識を持つことや「新しい生活様式」の遵守をお願いしています。

尚、今後の状況等を踏まえ、再更新の可能性があることを十分にご理解のうえ、本学公式ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する特設ページ」等でのお知らせをこまめにご確認下さるようお願いいたします。

<沖縄女子短期大学 活動制限指針レベル3>

1. 新型コロナウイルス感染症対策に係る基本方針

学生やすべての教職員の健康を確保しつつ、本学の行う教育・研究活動を持続可能にしていくために、次の事項を徹底すること。

- （1） 感染防止のため、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面）が重なることを徹底的に回避すること。
- （2） 感染源を断つことが重要であるため、学内への訪問者等の対応は、事前予約を基本とする。
- （3） 会食は少人数、短時間を守り、ガイドラインを遵守している飲食店を選ぶ。

2. 基本的な感染予防（接触・飛沫感染防止策）～“感染しない・感染させない”の意識を軸に～

〔新しい生活様式〕を日常に据えていきましょう。

- （1） アルコールによる手指の消毒や水と石けんによる手洗いを徹底すること。
- （2） 人との距離は2m（最低1m）以上を確保すること。
- （3） 飛沫を飛ばさないようマスクを着用すること。
- （4） 会食等の場（マスクを外す）で、大きな声や対面での会話を避けること。

- (5) 複数人での同一箸等を使った食事を避けること。
- (6) 発熱・風邪症状等がある場合は自宅で療養すること。

3. 外部講師等の授業・講演について

外部から講師を招聘する授業や講演会については事前に稟議をあげ、緊急性・必要性の観点から優先的に実施の可否を判断するが、実施する場合は密を避けるための会場配置等に配慮すること。緊急事態宣言が行われた地域からの外部講師等の来校については、県内に入ってから 10 日間の待機を確認すること。

4. 出張・派遣等：渡航について

引き続き、不要不急による県外・海外へ出張・派遣等については自粛すること。やむを得ず渡航する必要がある場合は事前に総務企画課へ届け出をすること。県外・海外への旅行も原則として自粛すること。緊急事態宣言が行われた地域へ渡航した場合、原則として帰沖後 10 日間、健康観察をしながら自宅待機をすること。

5. マスク着用について

症状がなくてもマスク着用を厳守すること。ただし、運動を行う場合はマスクの着用は必要ありません。また、健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外し症状改善への対応を優先すること。

6. 感染の不安が生じた場合などについて

本学ホームページに掲載された「新型コロナウイルス感染症に対する問い合わせ」（2020 年 4 月 7 日付け）や一斉メール配信された「新型コロナウイルス感染症に罹患している可能性がある場合について（お願い）」に沿って行動して下さい。

息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱の症状のいずれかがある場合は、最寄りの医療機関（夜間の場合は救急病院）に連絡をして、その指示に従って下さい。

面接授業への出席が不安な教員は、教学課に相談をしてください。

7. 面接授業への出席等について

上記にかかる自宅待機中の授業等の出席（遠隔課題含む）の取り扱いについては、教学課へ連絡を取り、学生へ指示を出して下さい。